

## 土地改良区等検査実施要項

(制定：平成23年9月1日)

(最終改正：令和6年4月1日)

### 第1 趣旨

土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第132条第1項（法第84条において準用する場合を含む。）及び第2項の規定により土地改良区、土地改良区連合、法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う法第3条に規定する資格を有する者及び土地改良事業団体連合会に対して農林水産大臣が行う検査（以下「検査」という。）は、農林水産省協同組合等検査規程（平成23年農林水産省訓令第20号）及び農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成23年9月1日付け23検査第1号農林水産省大臣官房検査部長通知）によるほか、この要項の定めるところによる。

### 第2 定義

- 1 この要項において「土地改良区等」とは、土地改良区、土地改良区連合及び法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う法第3条に規定する資格を有する者をいう。
- 2 この要項において「連合会」とは、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）及び全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）をいう。

### 第3 検査の種類

検査の種類は、次のとおりとし、このうち定期検査、選定検査及び要請検査は、毎年度当初に定める土地改良区等検査計画に基づいて実施するものとする。

#### 1 定期検査

法第124条の規定が適用される土地改良区及び土地改良区連合（以下「直轄土地改良区等」という。）並びに全国連合会を対象として行う検査

#### 2 選定検査

毎年度、農林水産大臣が都道府県知事と協議して検査対象土地改良区等を選定して行う検査並びに地方連合会を選定して行う検査

#### 3 要請検査

都道府県知事から要請があり、かつ、農林水産大臣が必要と認めるときに行う検査

#### 4 特別検査

特に必要があると認めて行う検査

#### 5 全面検査

検査対象とする土地改良区等及び連合会の全部門について行う検査

## 6 部分検査

あらかじめ特定した事項又は検査官及び検査に従事する職員（以下「検査員」という。）が検査に臨み必要と認め選択した事項について行う検査

## 7 事後確認検査

検査実施後一定期間内に検査で指摘した事項の是正又は改善の状況を確認するために行う検査

## 8 単独検査

検査実施機関（農林水産省、内閣府沖縄総合事務局（以下「沖縄総合事務局」という）、都道府県の区分による。）が単独で行う検査

## 9 共同検査

農林水産省、沖縄総合事務局と都道府県が共同して行う検査。なお、共同検査の実施については、別添1に定める共同検査要領による。

## 第4 検査対象土地改良区等及び連合会の選定手続等

検査対象とする土地改良区等及び連合会は、大臣官房検査・監察部長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下、「検査・監察部長」という））が選定するものとする。

### 1 定期検査

直轄土地改良区等から検査・監察部長が選定する。

### 2 選定検査

次の基準に該当する土地改良区等及び地方連合会から検査・監察部長が選定する。

#### （1）土地改良区等

国営土地改良事業（完了した事業及び国営附帯等関連都道府県営事業を含む。）、独立行政法人水資源機構が行うかんがい事業等に関連する土地改良区等（以下「国営事業等関連土地改良区等」という。）のうちから、当該事業により造成した施設の維持管理団体や地元負担金等の負担団体となる等、当該組織の業務運営の適否が当該事業を通ずる国の政策の実現等と密接な関連を有しており、特に検査の必要があると認められる土地改良区等

#### （2）地方連合会

業務の健全な運営を確保するため、特に検査の必要があると認められる地方連合会

## 第5 要請検査

国営事業等関連土地改良区等以外の土地改良区等に関して、国の検査によって組織運営、財政基盤等の再編強化を図る必要がある等特別な理由により都道府県知事からの要請に基づき、当該検査の実施を必要と認める場合に行うものとする。

## 第6 検査の方法

### 1 年間検査計画の策定

#### (1) 国が行う検査と都道府県が行う検査との調整

検査・監察部長は、年間検査計画の策定に当たり、国が行う検査と都道府県が行う検査の連携を図り、検査実施率の向上及び一定の検査周期の確保に努めるものとする。

#### (2) 年間検査計画の策定

検査・監察部長は、都道府県知事との協議、都道府県知事からの要請等を踏まえ、毎年度、第4及び第5により検査対象土地改良区等及び検査対象地方連合会の選定を行い、年間検査計画（以下「土地改良区等検査計画」という。）を別記様式1により策定するものとする。

なお、検査・監察部長は、内閣府沖縄総合事務局長が策定した年間検査計画の提出を、必要に応じ求めるものとする。

#### (3) 部分検査の適用

検査は全面検査を基本とするが、検査を効率的に実施するため、部分検査を適用してもよいものとする。

#### (4) 都道府県知事への通知

検査・監察部長は、(2)の土地改良区等検査計画に係る検査対象土地改良区等及び地方連合会について、別記様式2によりその関係する都道府県知事に通知するものとする。

なお、当該計画に土地改良区等（直轄土地改良区等を除く。）が含まれる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の6の規定に基づき、その検査理由を付するものとする。

### 2 検査の実施

#### (1) 検査対象期間

検査は、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までの土地改良区等又は連合会の業務及び会計の状況について行う。ただし、特に必要があると認められる場合には、検査基準日の属する事業年度の前事業年度開始の日前及び検査基準日後の土地改良区等又は連合会の業務及び会計の状況についても、検査を行うことができる。

#### (2) 検査基準日

##### ア 単式簿記方式

検査基準日は、検査に着手した日（以下「検査着手日」という。）の前業務日とする。

##### イ 複式簿記方式

(ア) 検査基準日は、検査着手日の前業務日とする。ただし、検査着手日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査着手日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

(イ) また、財務に係る事項については、土地改良区等及び連合会の直前期の決算期末日を検査基準日とする。ただし、検査実施日が直前期決算の決定のための総会（総代会）の開催日以前となる場合は、前々期の決算期末日を検査基準日とする。

(3) 検査命令書及び身分証明書の提示並びに検査通告書の交付

検査責任者は、検査に際して、土地改良区等又は連合会の理事その他の責任者から、当該検査に係る検査命令書の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

また、検査員は、当該検査に係る検査員であることを証するものとして農林水産省令で定める身分証明書を提示するとともに、当該検査に係る検査通告書を交付しなければならない。

なお、検査命令書は、検査終了後、検査報告書の最終頁に添付するものとする。

(4) 検査提出資料の徴求

検査員は、(3)により検査命令書を提示したときは、検査対象土地改良区等又は連合会に対し、次に掲げる資料その他の必要な資料の提出を求めるものとする。

ア 土地改良区等（土地改良区連合は除く。）

別記様式3による土地改良区検査提出資料

イ 土地改良区連合

別記様式4による土地改良区連合検査提出資料

ウ 連合会

別記様式5による土地改良事業団体連合会検査提出資料

(5) 業務運営上の問題点の把握

検査責任者は、検査期間中、役員から土地改良区等又は連合会の業務運営上の実情及び課題について聴取し、土地改良区等又は連合会の業務運営全般に係る問題点の所在について、把握に努めるものとする。

(6) 外部確認の実施

不正・不当事件を早期に発見し、損害の防止を図るため、検査の実施に当たって必要と認めた場合には、検査対象土地改良区等及び連合会の債権・債務について組合員等に対し、その個人情報等の保護等に十分に配慮した上で、書面調査、実地調査等により外部確認を行うものとする。

なお、外部確認は、「外部確認要領」（別添2）により行うものとする。

(7) 不正、不当、誤びゅうの究明

不突合額等については、単に事務的な計数把握と集計に終わることなく、経緯、原因を究明し、不正、不当、誤びゅう（不整理を含む。）のいずれによるものであるか、責任の所在等について明らかにするよう努め、検査書において適切な指摘を行い、注意を喚起する。

(8) 検査の検証手続、着眼事項等

検査においては、合法性、合目的及び合理性の視点から広く土地改良区等又は連合会の業務運営等を検証するとともに、検査技能の差による検査成果の不均衡を是正し、検査精度の向上を図るため、土地改良区等（土地改良区連合は除く。）にあつては別記様式6の土地改良区検査着眼事項、土地改良区連合にあつては別記様式7の土地改良区連合検査着眼事項、連合会にあつては別記様式8の土地改良事業団体連合会検査着眼事項に定める着眼事項等について十分配慮の上、検査の実施に当たるものとする。

(9) 検査結果についての意見聴取

検査員は、当該検査の終了に際して、検査によって明らかとなった事項について役員から意見を聴取することとしているが、職員の出席については、役員のカ裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

(10) 検査講評

検査責任者は、検査終了に際し、原則として、全役員に対して講評を行うものとする。ただし、特別の事由があるときは、講評の時期を変更することができる。

また、役員以外の者の出席については、役員のカ裁量と責任に委ねることをあらかじめ役員に連絡しておくものとする。

3 都道府県への検査協力依頼

検査の実施に当たり、必要に応じて別記様式9により都道府県の協力を依頼するものとする。

第7 検査重点事項

1 土地改良区等

組織運営の健全化やコンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促しつつ適正な組織・業務運営を確保することが重要であることから、次の事項について検討する。

(1) 組織・業務運営の適正化

① 法令等遵守態勢の確保

土地改良区等の組織運営に関する法令等の遵守を担当する理事の配置、法令等遵守委員会の設置、役員及び職員の都道府県や連合会が開催する研修会等へ参加による自己研鑽等、法令等遵守態勢が整備されているか検討する。

② 不祥事件の未然防止

検査に着手した日の前業務日における現金預金出納帳（単式簿記方式の場合は金銭出納簿）と現金及び預貯金等との突合等により処理状況を確認し、適正な会計経理が行われているか検討する。

③ 内部けん制態勢の確立

会計経理を担当する理事を配置し、会計経理事務に関して複数の職員又は

役員による内部けん制機能が発揮できる態勢が確立されているか検討する。

④ 相談・苦情への適切対応

組合員等からの土地改良区等の運営や土地改良事業の実施等に関する相談・苦情に対し、的確な対応が図られる体制が確立されているか検討する。

⑤ 業務運営態勢の整備

理事は、土地改良区等の業務執行に当たり、土地改良事業計画（維持管理計画）のほか、管理規程、利水調整規程及びこれらに基づく業務の執行体制を整備し、忠実にその責務を果たしているか検討する。

特に、会計担当理事は、会計経理に関する手続、内容等を的確に把握し、適正な処理を行っているか検討する。

なお、令和4事業年度から貸借対照表の作成が義務付けられたことから、土地改良施設を管理する土地改良区及び土地改良区連合にあっては、貸借対照表を作成する態勢が整備されているか検討する。

また、金融機関における取引口座の開設に関する手続や金融機関に対する届出印を含む公印の管理に関して、適切な処理、厳重な保管が行われているか検証し、的確な業務執行が図られる体制となっているか検討する。

⑥ 総代選挙の適正な実施

総代選挙の実施に当たり、定款（附属書総代選挙規程を含む。）の整備状況や選挙の実施状況を確認し、適正な総代選挙が行われているか検証する。

⑦ 組織運営の活性化

総会（総代会）及び理事会における審議内容について確認し、会議の活性化を図ることや、財務状況の公表、広報の発行状況を確認し、組織運営状況の組合員への周知を図ること等組織運営の活性化に努めているか検証する。

⑧ 請負契約等の適正化

土地改良区等が行う請負契約等については、競争入札の方式を原則として、会計経理の透明性の確保が図られているか検証する。

⑨ 監事監査の充実強化

員外監事の設置状況、監事の職務執行体制、監事監査の実施状況、監査報告書・意見書等の内容、指摘事項の改善のための取組状況等を検証し、監事監査の機能が十分に発揮されているか検討する。

特に監事は、監査計画を策定し、監査簿を用いて土地改良区等の事業や業務運営全般にわたって監査を行い、速やかに監査報告書及び意見書を作成し、総会（総代会）及び理事会に報告しているか検証する。

(2) 組織運営基盤の強化

① 効率的・安定的な組織運営基盤の確立

都道府県が定める土地改良区統合整備基本計画等における当該土地改良区の位置付けをあらかじめ把握の上、合併等の推進、組織運営基盤の強化が図られているか検討する。

## ② 組合員資格把握の適正化

組合員に対し法第43条第1項に基づく資格得喪通知の義務について、広報等により周知が図られているか、また、当該通知により組合員資格が適正に把握されているかどうか検証する。

## ③ 賦課金徴収の適正化

賦課金の未収がある場合には、早期にその解消を図る必要があることから、その取組状況を検証し、未収賦課金の解消や適切な滞納処分が行われているか検討する。

## ④ 余裕金の運用の適正化

余裕金の運用については、土地改良区規約に基づき、総会（総代会）又は理事会の議決を得て、金融機関への預貯金、金銭信託、国債・地方債等の確実かつ効率的な方法による運用を行っているか検証する。

## 2 連合会

連合会は、会員である土地改良区等に対する支援体制を充実するとともに、長期的な視点に立って適切な業務運営を行っていくため、財務、会計等について透明性を確保することが必要であることから、上記1（法により土地改良区等のみ適用されるものを除く。）のほか次の事項について検討する。

### （1）土地改良区の組織運営基盤強化のための支援

土地改良区の合併等による組織運営基盤の強化は、連合会の運営及び事業の効果的な展開に資するものであるため、積極的な支援を行う体制となっているか検討する。

### （2）土地改良区等の役職員等に対する研修の充実

土地改良区等が的確な運営を確保するため、連合会の会員に対する研修を、時宜にかなった内容とすることや、土地改良区等の果たすべき役割、合併・解散の取組方法、監査の実務、滞納処分の方法等についての研修科目を設けるなど、研修内容の充実が図られているか、また、役職員等による不祥事件の未然防止のため、会計担当理事の役割やその具体的な職務内容、体制の整備、監事の監査能力の向上等の内部けん制機能の強化を図ることを目的とした研修が実施されているか検証する。

## 第8 検査の事後処理

### 1 検査書交付の方法

検査書の内容において土地改良区等又は連合会の運営上重大な事項があると認められる場合又は検査指摘に対する改善意欲が乏しい等問題のある土地改良区等又は連合会に対しては、理事長、会長、常勤理事又は理事の出頭を求め、行政担当課長及びその検査を行った検査責任者の立会いの上で、検査書の交付権者から手交するものとする。

### 2 検査結果の都道府県知事への通知

地方連合会の検査結果を土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第79条第4項の規定に基づき通知するものとする。

また、土地改良区等（直轄土地改良区等を除く。）の検査結果についても、関係都道府県知事へ通知するものとする。

### 3 指導監督部局以外の行政部局への通知

検査で明らかになった事項のうち、指導監督部局以外の行政部局に通知することがより効率的に是正若しくは改善が図られると判断されるものがある場合は、当該事項を当該行政部局にも通知するものとする。

### 4 事後確認検査の実施

検査を実施した土地改良区等又は連合会のうち検査指摘に重要なものがある場合又は改善意欲が乏しい場合は、検査指摘事項の是正又は改善を徹底させるため、事後確認検査を実施するものとする。

## 第9 指導監督部門との連携

検査計画を策定するに当たり、事前に指導監督部局の担当者を交えた会議を実施する等により、指導監督面から見た問題点等について十分に把握し、検査対象土地改良区等又は連合会の選定に努めるものとする。

## 第10 農林水産省検査報告

農林水産省検査報告の報告事項については、別記様式10（農林水産省検査報告（土地改良区等検査）様式）によるものとする。